タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年7月)

7月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	新雪交通株式会社（法人番号７４３０００１００７３９９）　代表者伊藤条一	北海道札幌市白石区本通１２丁目南３番８号	本社営業所	北海道札幌市白石区本通１２丁目南３番８号	R7.7.25	輸送施設の使用停止（１０日車）及び文書警告	道路運送法第３０条第２項他４件	令和６年６月２０日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。５件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（４）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）最低限度額より低い賃金の支払い（道路運送法第３０条第２項）	1	1
2	さくら交通株式会社（法人番号９４３００００１００６６２２）代表者山澤巌雄	北海道札幌市東区北３７条東２２丁目７番１２号	本社営業所	北海道札幌市東区北３７条東２２丁目７番１２号	R7.7.25	輸送施設の使用停止（５０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他５件	令和７年２月２０日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（３）乗務員台帳の作成義務違反（運輸規則第３７条第１項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）定期点検整備の実施義務違反（運輸規則第４５条第１号）、（６）点検整備記録簿等の記録保存義務違反（運輸規則第４５条第２号）	5	5
3	金星旭川ハイヤー株式会社（法人番号６４５０００１０００８７３）　代表者吉野彰哲	北海道旭川市永山５条５丁目１番２４号	本社営業所	北海道旭川市永山５条５丁目１番２４号	R7.7.25	輸送施設の使用停止（５０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他５件	令和７年２月１９日、公安委員会からの通知等を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）運行管理者の選任解任届出義務違反（道路運送法第２３条第３項）、（２）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（３）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第２４条第５項）、（４）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）、（５）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）	5	5
	以下余白									